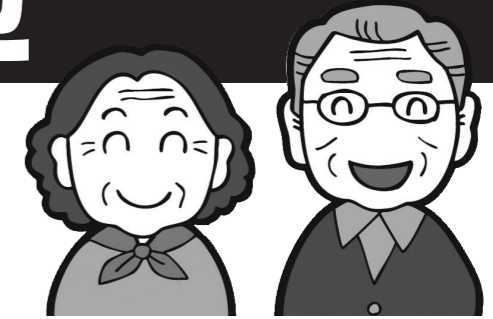


# 後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ



後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率が決まりました。  
また、被保険者均等割額の軽減についても改定を行なっておりますので、ご確認ください。

被保険者に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 保険料の計算方法

被保険者均等割額

**52,913円**

(被保険者全員が等しく負担)

所得割率

**10.98%**

(被保険者が所得に応じて負担)

被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。  
保険料の上限は年額57万円です。

保険料

=

均等割額

**52,913円**

+

所得割額

基礎控除(33万円)後の総所得金額等

×

**所得割率10.98%**

※実際の保険料額は、均等割額と所得割額を足してから100円未満の端数を切り捨てます。

## 保険料の軽減

所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

**被保険者均等割額の軽減** 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)以下	5割
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下	2割

## 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	5割

## 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、**均等割額が9割軽減**されます。

## 保険料のお支払い

平成28年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

## 入院したときの食事代等について

同一世帯の全員が住民税非課税の方は、入院や高額な外来診療を受けるときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、お住まいの市町村担当窓口に申請してください。また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度申請してください。※申請月よりもさかのぼっての適用はできません。平成28年4月1日から住民税課税世帯の方の入院時食事代の自己負担額が260円から360円に変更されます。ただし、指定難病患者等の方は変更ありません。

## お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 ホームページアドレス <http://www.koukikourei-tokushima.jp>

またはお住まいの市町村窓口(後期高齢者医療制度担当)まで